

届出排出量・移動量の経年変化の概要について

事業者から届出のあった排出量及び移動量について、前年度までの集計結果※と比較した結果は以下のとおりです。

なお、平成13、14年度届出分については、届出事業所の対象化学物質の取扱量要件が5トン（平成15年度届出分から取扱量要件は1トンに引き下げ等）であり、平成22年度届出分から対象化学物質が354物質から462物質に変更され、医療業が対象業種に追加されたことに留意する必要があります。

※平成13年度から23年度データについては、平成25年2月の公表後に変更された届出事項を反映して集計した結果を用いています。

(1) 届出状況

全対象化学物質のうちいずれか 1 物質以上について届出のあった全国の事業所総数は、平成 24 年度は 36,504 事業所となり、前年度と比べて 303 事業所減少しています。また、電子情報処理組織による届出の占める割合が増加傾向にあり、平成 22, 23 年度から引き続き今年度も全届出数の半数を超えました。

表 1. 届出方法別にみた届出状況（ ）内は全届出に占める割合

届出方法 \ 年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
紙による届出	32,293 (93%)	31,221 (91%)	35,037 (85%)	27,236 (67%)	24,919 (61%)	23,693 (57%)	22,535 (55%)	21,140 (53%)	18,916 (49%)	17,684 (47%)	16,587 (45%)	15,683 (43%)
磁気ディスクによる届出	2,061 (5.9%)	2,021 (5.9%)	2,517 (6.1%)	1,563 (3.9%)	1,267 (3.1%)	1,193 (2.9%)	1,018 (2.5%)	804 (2.0%)	681 (1.8%)	585 (1.6%)	547 (1.5%)	424 (1.2%)
電子情報処理組織による届出	466 (1.3%)	1,255 (3.6%)	3,560 (8.7%)	11,647 (29%)	14,841 (36%)	16,460 (40%)	17,710 (43%)	18,021 (45%)	18,964 (49%)	19,391 (51%)	19,673 (53%)	20,397 (56%)
合計	34,820	34,497	41,114	40,446	41,027	41,346	41,263	39,965	38,561	37,660	36,807	36,504

(2) 届出排出量・移動量

平成 24 年度は、全対象化学物質の総届出排出量・移動量は前年度と比較して減少しました。化管法施行令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された物質（以下「継続物質」という。）276 物質のうち平成 24 年度分として届出があった 265 物質※を対象として集計した総届出排出量・移動量も 342 千トンと、前年度と比較して 4.3%減少しました。なお、追加対象化学物質の総届出排出量・移動量は 39 千トンでした。

また、継続物質の総排出量は 147 千トン（同比 6.9%減少）、総移動量は 195 千トン（同比 2.2%減少）となっています。

※ 平成 24 年度分として届出がなかった物質：プロピザミド、エディフェンホス、ハロン-2402、ピラクロホス、CFC-112、トリクロピル、クロフェンチジン、ハロン-1211、酸化フェンブタズ、エンドスルファン、ペンタクロロフェノール

(注) 対象化学物質の見直しに伴うデータの扱いについて

第一種指定化学物質 462 物質のうち、化管法施行令の改正により第一種指定化学物質になった 186 物質を「追加対象化学物質」、政令改正の前後で継続して第一種指定化学物質として指定されている 276 物質を「継続物質」として扱うこととしました。また、政令改正前の第一種指定化学物質 354 物質のうち、政令改正により第一種指定化学物質から外れた 73 物質を「削除物質」としました。

なお、継続物質のうち、政令改正前後で統合・分割された物質及び対象となる物質の範囲が拡大・縮小さ

れた物質に関する政令改正前後の排出量等の継続性の考え方は、以下のとおりとしました。

- ①政令改正後に統合された対象化学物質（「クロロアニリン」及び「フェニレンジアミン」）の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と完全に対応するものとして扱う。
- ②政令改正後に分割された対象化学物質（「鉛」、「鉛化合物」）の排出量等を合計した数値は、政令改正前の対象化学物質（「鉛及びその化合物」）の排出量等と完全に対応するものとして扱う。ただし、政令改正後の対象化学物質の「鉛」または「鉛化合物」の排出量等と政令改正前の対象化学物質の「鉛及びその化合物」の排出量等を比較する際は、対象化学物質の範囲が異なることを明示する。
- ③政令改正後に対象範囲が拡大または縮小された対象化学物質（「アクリル酸及びその水溶性塩」、「トリレンジイソシアネート」、「トルエンジアミン」、「バナジウム化合物」、「ほう素化合物」）の排出量等は、対応する政令改正前の対象化学物質の排出量等と同一とみなす。
- ④政令改正後に対象範囲が拡大されて統合された対象化学物質（「ジクロロベンゼン」及び「トルイジン」）の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と同一とみなす。

図 1. 届出排出量・移動量の経年変化

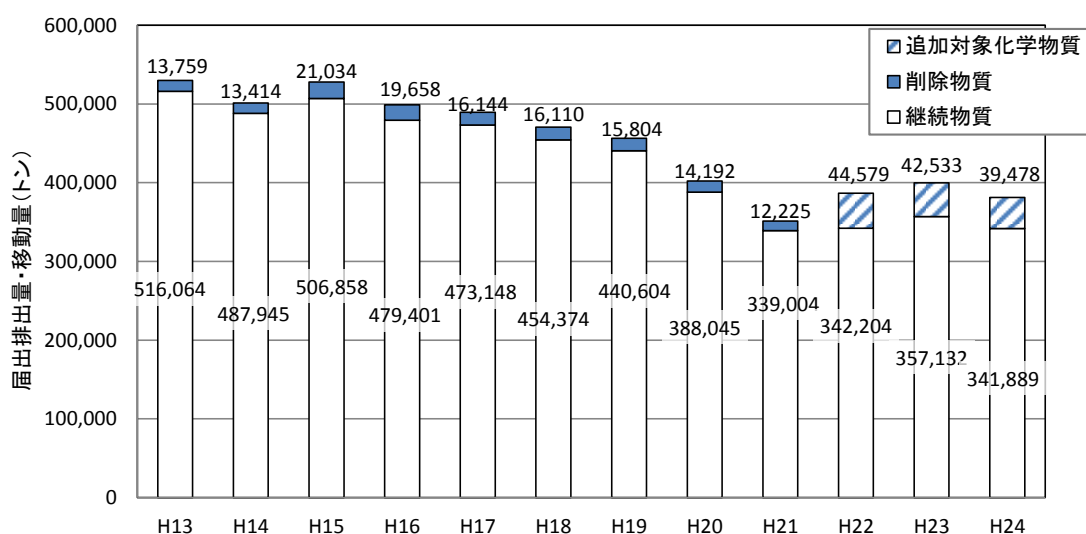


表 2. 届出排出量・移動量の推移（継続物質）

排出先		届出排出量・移動量の経年変化(継続物質)											
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
排出量 (トン/年)	大気	277,022 (279,876)	253,365 (256,143)	249,240 (251,915)	232,325 (234,562)	225,377 (227,405)	216,694 (218,624)	209,740 (211,552)	179,042 (180,729)	154,582 (155,989)	147,599 (164,377)	141,678 (157,723)	131,917 (147,000)
	公共用水域	10,505 (12,704)	10,503 (12,148)	11,489 (12,647)	10,186 (11,243)	9,841 (10,749)	9,433 (10,131)	9,305 (9,932)	8,903 (9,506)	8,001 (8,526)	8,275 (8,716)	8,114 (8,564)	7,391 (7,720)
	土壌	49 (234)	44 (299)	7.0 (250)	4.0 (252)	4.0 (234)	27 (166)	110 (344)	153 (381)	128 (463)	106 (116)	154 (154)	1.8 (1.8)
	埋立	20,451 (20,451)	22,429 (22,429)	27,290 (27,290)	24,511 (24,511)	22,175 (22,175)	17,906 (17,906)	14,201 (14,201)	9,854 (9,854)	11,125 (11,125)	8,034 (8,043)	7,721 (7,739)	7,517 (7,517)
	合計	308,027 (313,265)	286,340 (291,019)	288,027 (292,102)	267,026 (270,568)	257,396 (260,564)	244,060 (246,826)	233,355 (236,028)	197,952 (200,469)	173,836 (176,103)	164,014 (181,252)	157,667 (174,180)	146,827 (162,239)
移動量 (トン/年)	廃棄物	204,486 (212,585)	198,969 (207,362)	216,146 (232,691)	209,914 (225,644)	213,575 (226,199)	208,449 (221,492)	205,811 (218,636)	188,895 (200,329)	164,001 (173,726)	176,995 (203,861)	198,397 (224,060)	194,055 (217,761)
	下水道	3,552 (3,973)	2,636 (2,977)	2,686 (3,100)	2,460 (2,847)	2,176 (2,529)	1,866 (2,166)	1,438 (1,744)	1,197 (1,439)	1,167 (1,400)	1,195 (1,671)	1,069 (1,425)	1,007 (1,368)
	合計	208,037 (216,559)	201,605 (210,339)	218,832 (235,791)	212,375 (228,491)	215,752 (228,728)	210,314 (223,658)	207,249 (220,380)	190,092 (201,768)	165,168 (175,126)	178,191 (205,532)	199,466 (225,485)	195,063 (219,128)
届出排出量・移動量合計 (トン/年)		516,064 (529,824)	487,945 (501,359)	506,858 (527,893)	479,401 (499,059)	473,148 (489,292)	454,374 (470,484)	440,604 (456,408)	388,045 (402,237)	339,004 (351,229)	342,204 (386,783)	357,132 (399,665)	341,889 (381,368)

※表中 () 内の数値は、総届出排出量・移動量の合計 (トン/年)

(3) 化学物質の種類別の届出排出量・移動量

継続物質 276 物質のうち届出があった 265 物質を対象として集計した化学物質の種類別の届出排出量・移動量は以下のとおりです。

①届出排出量・移動量の上位 10 物質

届出排出量・移動量の上位 10 物質は表 3 のとおりです。上位 10 物質の順位は前年度と同じとなっています。

表3. 平成 24 年度届出排出量・移動量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		届出排出量・移動量合計(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	300	トルエン	178,025	169,583	170,153	158,685	161,098	156,553	151,967	128,873	113,396	106,475	99,987	92,625
2	412	マンガン及びその化合物	23,953	29,265	32,581	32,127	32,101	31,939	31,458	32,102	26,247	30,122	49,746	51,491
3	80	キシレン	65,339	59,419	61,379	59,629	57,731	56,943	55,308	48,852	41,842	40,287	40,539	37,885
4	186	塩化メチレン	37,537	33,725	34,250	32,115	33,304	30,410	28,347	25,437	21,885	21,900	20,588	18,568
5	53	エチルベンゼン	12,555	12,840	16,618	17,186	19,052	19,858	20,854	19,073	17,134	17,870	18,359	17,591
6	87	クロム及び3価クロム化合物	13,541	12,853	14,635	13,846	12,159	12,477	12,387	13,379	11,002	13,128	15,918	15,619
7	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	10,425	10,202	10,622	8,070	6,755	5,946	6,197	7,745	7,164	8,027	10,753	11,103
8	232	N,N-ジメチルホルムアミド	16,298	13,425	15,512	15,331	14,636	12,927	13,647	12,341	9,924	9,843	9,470	9,283
9	305	鉛化合物	17,560	16,751	17,626	16,644	16,473	17,239	13,826	8,689	8,085	7,548	8,814	9,161
10	405	ほう素化合物	4,031	4,272	5,143	5,133	5,415	5,747	5,430	6,134	6,347	6,741	6,315	5,407
上位10物質の合計			379,263	362,335	378,520	358,768	358,724	350,039	339,421	302,625	263,024	261,942	280,490	268,732
合計			516,064	487,945	506,858	479,401	473,148	454,374	440,604	388,045	339,004	342,204	357,132	341,889

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち届出排出量・移動量の上位 2 物質：ノルマルヘキサン：14,863 トン/年、塩化第二鉄：9,664 トン/年

※ 「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

※ 「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

②届出排出量の上位 10 物質

届出排出量の上位 10 物質は表 4 のとおりです。上位 9 物質の構成は前年度と同じですが、7 番目のマンガン及びその化合物、8 番目のトリクロロエチレン、9 番目のほう素化合物の順位が入れ替わっています。また、10 番目に昨年度 10 番目のふっ化水素及びその水溶性塩に替わり、N,N-ジメチルホルムアミドが入っています。

表4. 平成 24 年度届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		排出量合計(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	300	トルエン	132,569	122,915	119,285	109,900	106,459	103,004	99,196	83,071	71,076	63,495	58,614	54,678
2	80	キシレン	52,392	47,521	48,547	46,615	44,867	44,252	43,355	38,309	32,526	31,431	31,981	30,144
3	53	エチルベンゼン	9,159	9,982	12,852	13,932	15,267	16,056	16,527	15,352	13,759	14,542	14,764	14,087
4	186	塩化メチレン	27,571	25,746	24,902	22,420	22,691	20,123	18,769	15,654	13,468	14,070	13,445	11,400
5	318	二硫化炭素	7,078	4,997	5,056	4,942	4,259	4,360	4,513	4,086	3,959	4,203	4,420	3,914
6	305	鉛化合物	9,253	9,556	9,963	8,575	8,267	8,974	6,548	2,925	3,610	3,623	3,670	3,508
7	412	マンガン及びその化合物	4,792	4,504	8,724	8,590	7,071	6,801	6,240	6,485	6,249	2,780	2,983	3,131
8	281	トリクロロエチレン	6,346	6,045	5,782	5,006	5,168	4,868	4,633	3,786	3,374	3,427	3,200	3,082
9	405	ほう素化合物	2,258	2,504	3,039	3,026	3,156	3,214	3,218	3,106	2,976	3,196	3,024	2,627
10	232	N,N-ジメチルホルムアミド	6,341	5,229	4,765	4,345	4,333	4,553	4,626	3,557	2,578	2,191	2,137	2,297
上位10物質の合計			257,759	238,998	242,914	227,352	221,536	216,206	207,625	176,331	153,573	142,960	138,239	128,868
合計			308,027	286,340	288,027	267,026	257,396	244,060	233,355	197,952	173,836	164,014	157,667	146,827

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち届出排出量の上位 2 物質：ノルマルヘキサン：10,408 トン/年、1,2,4-トリメチルベンゼン：2,302 トン/年

※ 「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

※ 「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

1) 大気への届出排出量の上位 10 物質

大気への届出排出量の上位 10 物質は表 5 のとおりです。上位 10 物質の構成は前年度と同じですが、7 番目の N,N-ジメチルホルムアミドと 8 番目のスチレンの順位が入れ替わっています。

表5. 平成 24 年度大気への届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		大気への届出排出量(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	300	トルエン	132,440	122,796	119,189	109,813	106,381	102,944	99,094	83,031	71,042	63,448	58,565	54,640
2	80	キシレン	52,356	47,492	48,509	46,568	44,830	44,199	43,317	38,297	32,517	31,423	31,974	30,138
3	53	エチルベンゼン	9,157	9,980	12,848	13,931	15,265	16,045	16,519	15,350	13,756	14,540	14,762	14,086
4	186	塩化メチレン	27,550	25,724	24,887	22,405	22,680	20,112	18,760	15,646	13,461	14,064	13,438	11,395
5	318	二硫化炭素	6,938	4,905	4,953	4,843	4,181	4,273	4,409	4,000	3,882	4,138	4,334	3,801
6	281	トリクロロエチレン	6,341	6,042	5,777	5,003	5,165	4,866	4,631	3,784	3,372	3,425	3,198	3,079
7	232	N,N-ジメチルホルムアミド	6,040	4,614	3,932	4,039	4,023	4,339	4,433	3,434	2,509	2,089	2,007	2,217
8	240	スチレン	4,594	4,005	3,803	3,432	3,348	2,919	2,991	2,392	2,123	2,320	2,301	2,174
9	128	塩化メチル	4,403	3,867	3,766	3,541	2,270	1,987	1,834	1,639	1,686	1,639	1,454	1,573
10	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1,115	1,104	1,339	1,610	1,699	1,575	1,540	1,281	1,105	1,234	1,064	1,026
上位10物質の合計			250,932	230,530	229,003	215,185	209,843	203,259	197,528	168,854	145,453	138,319	133,096	124,128
合計			277,022	253,365	249,240	232,325	225,377	216,694	209,740	179,042	154,582	147,599	141,678	131,917

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち大気への排出量の上位 3 物質：ノルマルヘキサン：10,405 トン/年、

1, 2, 4-トリメチルベンゼン：2,302 トン/年、1-ブロモプロパン：1,157 トン/年

2) 公共用水域への届出排出量の上位 10 物質

公共用水域への届出排出量の上位 10 物質は表 6 のとおりです。昨年度 6 番目の N,N-ジメチルホルムアミド、昨年度 10 番目のアセトアルデヒドに替わり、5 番目にチオ尿素、10 番目にモリブデン及びその化合物が入っています。また、上位 4 位及び 6 番目から 9 番目までの物質は昨年度と同じですが、順位が入れ替わっています。

表6. 平成 24 年度公共用水域への届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		公共用水域への届出排出量(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	405	ほう素化合物	2,130	2,392	2,886	2,874	3,012	3,074	3,103	2,992	2,890	3,057	2,919	2,528
2	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	3,258	2,983	3,011	2,743	2,640	2,402	2,475	2,464	2,269	2,221	2,254	1,981
3	412	マンガン及びその化合物	1,039	1,085	1,052	1,011	817	875	835	828	704	733	765	745
4	1	亜鉛の水溶性化合物	652	580	655	650	616	594	598	601	583	611	587	607
5	245	チオ尿素	115	180	242	186	155	155	154	171	95	153	51	151
6	76	ε-カプロラクタム	200	205	179	158	235	138	173	265	144	136	134	144
7	318	二硫化炭素	141	92	103	99	78	88	104	87	77	65	86	113
8	272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	123	111	126	112	111	102	115	117	89	113	111	100
9	407	ポリ(オキエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	226	220	240	209	185	185	161	134	102	119	105	100
10	453	モリブデン及びその化合物	79	91	82	76	83	78	60	58	63	63	73	97
上位10物質の合計			7,962	7,938	8,577	8,118	7,931	7,690	7,779	7,718	7,015	7,271	7,086	6,567
合計			10,505	10,503	11,489	10,186	9,841	9,433	9,305	8,903	8,001	8,275	8,114	7,391

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち公共用水域への排出量が最も多い物質：N,N-ジメチルアセトアミド：124 トン/年

※ 「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

3) 事業所内の土壌への届出排出量の上位 10 物質

土壌への届出排出量の上位 10 物質は表 7 のとおりです。上位 6 位及び 8 番目の物質の構成は前年度と同じですが、順位が入れ替わっています。また、昨年度 5 番目の鉛化合物、昨年度 7 番目のほう素化合物及び昨年度 10 番目のニッケル化合物に替わり、7 番目にヘキサメチレンテトラミン、9 番目にフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、10 番目にモリブデン及びその化合物が入っています。

表 7. 平成 24 年度事業所内の土壌への届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		事業所内の土壌への届出排出量(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	332	砒素及びその無機化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.64	0.83	0.77
2	300	トルエン	0.18	0.10	0.40	0.75	0.22	2.0	47	0.006	0.020	2.2	4.5	0.43
3	260	クロロタロニル	0	0	0.001	0	0.10	0.16	0.16	0.15	0.085	0.24	0.25	0.22
4	412	マンガン及びその化合物	0.024	0.36	0.008	0.43	0.021	0.002	46	150	97	78	120	0.14
5	31	アンチモン及びその化合物	0.006	0.003	0.034	0.043	0.052	0.059	0.069	0.045	0	0.062	0.073	0.059
6	80	キシレン	0.37	0.13	0.33	0.53	0.046	14	9.6	0.057	0.074	0.10	0.074	0.050
7	258	ヘキサメチレンテトラミン	0	0.003	0.003	0.003	0.003	0	0	0	0	0	0.008	0.043
8	87	クロム及び3価クロム化合物	0.069	0.006	0.15	0.22	0.12	0.11	0.26	0.79	28	23	27	0.031
9	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0.042	0.065	0.089	0.020	0.015	0.0004	0.002	0.018	0.019	0.026	0.026	0.025
10	453	モリブデン及びその化合物	0.60	0.048	0.062	0.073	0.068	0.030	0.026	0.016	0.009	0.018	0.017	0.022
上位10物質の合計			1.3	0.72	1.1	2.1	0.64	16	103	151	125	105	153	1.8
合計			49	44	7.5	4.1	3.5	27	110	153	128	106	154	1.8

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち土壌への届出排出量が最も多い物質：ビス(1-メチルフェニルエチル)ニペルオキシド：0.004 トン/年

4) 事業所内の埋立処分の届出排出量の上位 10 物質

埋立処分の届出排出量の上位 10 物質は表 8 のとおりです。上位 10 物質の構成は前年度と同じですが、5 番目のクロム及び 3 価クロム化合物と 6 番目のニッケル化合物の順位が入れ替わっています。

表 8. 平成 24 年度事業所内の埋立処分の届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		事業所内の埋立処分の届出排出量(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	305	鉛化合物	9,165	9,484	9,885	8,496	8,217	8,931	6,506	2,892	3,582	3,598	3,646	3,489
2	412	マンガン及びその化合物	3,716	3,387	7,633	7,545	6,214	5,887	5,319	5,463	5,409	1,925	2,052	2,347
3	332	砒素及びその無機化合物	5,983	7,148	6,468	6,144	5,782	1,295	1,000	849	1,001	1,123	828	788
4	31	アンチモン及びその化合物	1.3	1,201	1,011	1,064	1,128	1,256	889	311	316	307	308	309
5	87	クロム及び3価クロム化合物	593	489	370	448	248	54	44	20	121	200	241	193
6	309	ニッケル化合物	136	110	121	159	142	39	29	27	302	428	275	173
7	1	亜鉛の水溶性化合物	12	74	1,537	178	263	282	281	161	262	89	220	89
8	75	カドミウム及びその化合物	155	119	146	119	117	85	72	79	86	119	96	75
9	272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	27	0.24	16	18	23	42	31	17	21	62	31	34
10	242	セレン及びその化合物	32	22	18	21	24	16	17	16	10	13	14	10
上位10物質の合計			19,819	22,035	27,204	24,193	22,158	17,887	14,188	9,836	11,109	7,864	7,711	7,507
合計			20,451	22,429	27,290	24,511	22,175	17,906	14,201	9,854	11,125	8,034	7,721	7,517

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち埋立処分として届け出られた物質：デカン酸：0.007 トン/年
 ※ 「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

③届出移動量の上位 10 物質

届出移動量の上位 10 物質は表 9 のとおりです。上位 10 物質の構成は前年度と同じですが、4 番目のふっ化水素及びその水溶性塩と 5 番目のキシレン、6 番目の塩化メチレンと 7 番目の N,N-ジメチルホルムアミドが入れ替わっています。

表 9. 平成 24 年度届出移動量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		移動量合計(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	412	マンガン及びその化合物	19,161	24,761	23,857	23,538	25,031	25,139	25,218	25,617	19,998	27,342	46,763	48,360
2	300	トルエン	45,456	46,668	50,868	48,785	54,639	53,549	52,771	45,802	42,320	42,979	41,373	37,947
3	87	クロム及び3価クロム化合物	12,868	12,309	14,212	13,353	11,868	12,379	12,301	13,322	10,826	12,873	15,617	15,391
4	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	6,456	6,707	7,411	4,938	3,999	3,440	3,612	5,154	4,810	5,699	8,401	9,032
5	80	キシレン	12,947	11,897	12,832	13,013	12,864	12,691	11,953	10,542	9,316	8,855	8,558	7,741
6	186	塩化メチレン	9,966	7,979	9,348	9,695	10,613	10,287	9,578	9,783	8,417	7,831	7,143	7,168
7	232	N,N-ジメチルホルムアミド	9,957	8,196	10,747	10,986	10,303	8,373	9,022	8,784	7,347	7,652	7,333	6,986
8	305	鉛化合物	8,308	7,195	7,663	8,069	8,206	8,265	7,278	5,764	4,475	3,925	5,145	5,653
9	13	アセトニトリル	3,208	3,479	3,482	2,886	2,880	3,567	4,031	3,793	3,350	2,783	4,253	3,905
10	53	エチルベンゼン	3,396	2,858	3,767	3,253	3,785	3,803	4,327	3,722	3,375	3,328	3,595	3,503
上位10物質の合計			131,722	132,049	144,188	138,516	144,188	141,492	140,091	132,282	114,234	123,267	148,180	145,686
合計			208,037	201,605	218,832	212,375	215,752	210,314	207,249	190,092	165,168	178,191	199,466	195,063

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち届出移動量の上位 3 物質：塩化第二鉄：9,662 トン/年、ノルマルーヘキサン：4,455 トン/年、N,N-ジメチルアセトアミド：3,525 トン/年

※ 「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

1) 事業所外への廃棄物としての届出移動量の上位 10 物質

廃棄物としての届出移動量の上位 10 物質は表 10 のとおりです。上位 10 物質の構成は前年度と同じですが、4 番目のふっ化水素及びその水溶性塩と 5 番目のキシレンが入れ替わっています。

表 10. 平成 24 年度事業所外への廃棄物としての届出移動量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		事業所外への廃棄物としての届出移動量(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	412	マンガン及びその化合物	19,153	24,755	23,849	23,530	25,024	25,133	25,213	25,612	19,994	27,338	46,760	48,358
2	300	トルエン	45,391	46,628	50,829	48,744	54,584	53,506	52,737	45,750	42,289	42,952	41,348	37,926
3	87	クロム及び3価クロム化合物	12,857	12,278	14,167	13,333	11,854	12,367	12,288	13,314	10,819	12,871	15,615	15,389
4	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	6,363	6,600	7,276	4,821	3,918	3,363	3,554	5,095	4,770	5,660	8,365	8,999
5	80	キシレン	12,894	11,850	12,807	12,992	12,842	12,668	11,939	10,527	9,305	8,843	8,547	7,733
6	186	塩化メチレン	9,965	7,971	9,337	9,691	10,611	10,287	9,576	9,782	8,416	7,829	7,143	7,168
7	232	N,N-ジメチルホルムアミド	9,003	7,248	9,703	9,941	9,333	7,705	8,681	8,535	7,093	7,438	7,127	6,806
8	305	鉛化合物	8,307	7,195	7,663	8,069	8,205	8,265	7,278	5,763	4,475	3,925	5,144	5,653
9	13	アセトニトリル	3,198	3,461	3,459	2,880	2,867	3,540	3,999	3,758	3,314	2,751	4,198	3,844
10	53	エチルベンゼン	3,370	2,856	3,760	3,250	3,782	3,800	4,326	3,719	3,373	3,324	3,592	3,500
上位10物質の合計			130,501	130,842	142,849	137,249	143,022	140,634	139,591	131,854	113,850	122,932	147,841	145,375
合計			204,486	198,969	216,146	209,914	213,575	208,449	205,811	188,895	164,001	176,995	198,397	194,055

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち廃棄物としての届出移動量の上位 3 物質：塩化第二鉄：9,501 トン/年、ノルマルーヘキサン：4,451 トン/年、N,N-ジメチルアセトアミド：3,489 トン/年

※ 「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

2) 下水道への届出移動量の上位 10 物質

下水道への届出移動量の上位 10 物質は表 11 のとおりです。上位 9 物質の構成は前年度と同じであり、さらに上位 3 物質は順位も同じです。昨年度 6 番目のメタクリル酸に替わり、10 番目に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る)が入っています。

表 11. 平成 24 年度下水道への届出移動量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		事業所外への下水道としての届出移動量(トン/年)											
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	955	948	1,044	1,045	971	668	341	249	254	213	205	180
2	407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	168	149	150	145	132	145	142	118	111	157	132	138
3	411	ホルムアルデヒド	114	93	105	102	88	122	111	107	97	80	72	92
4	13	アセトニトリル	10	17	24	6.7	13	27	32	35	36	31	54	61
5	405	ほう素化合物	18	22	28	31	37	31	24	40	38	61	62	56
6	68	酸化プロピレン	28	92	84	92	86	83	83	70	69	52	54	51
7	20	2-アミノエタノール	256	105	133	138	169	186	154	94	91	87	61	44
8	56	エチレンオキシド	51	52	54	45	38	36	48	41	75	49	39	38
9	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	93	106	135	116	80	76	58	59	40	39	36	33
10	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	116	34	22	18	17	12	16	19	22	33	29	33
上位10物質の合計			1,807	1,617	1,779	1,738	1,633	1,386	1,009	833	832	802	745	727
合計			3,552	2,636	2,686	2,460	2,176	1,866	1,438	1,197	1,167	1,195	1,069	1,007

(参考) 平成 22 年度から追加された対象化学物質のうち下水道への届出移動量の上位 3 物質：塩化第二鉄：161 トン/年、トリエチルアミン：59 トン/年、N, N-ジメチルアセトアミド：35 トン/年

※ 「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

(4) 業種別の届出排出量・移動量

継続物質 276 物質のうち届出があった 265 物質を対象として集計した業種別の届出排出量・移動量は図2のとおりです。

図2. 業種別の届出排出量・移動量の推移

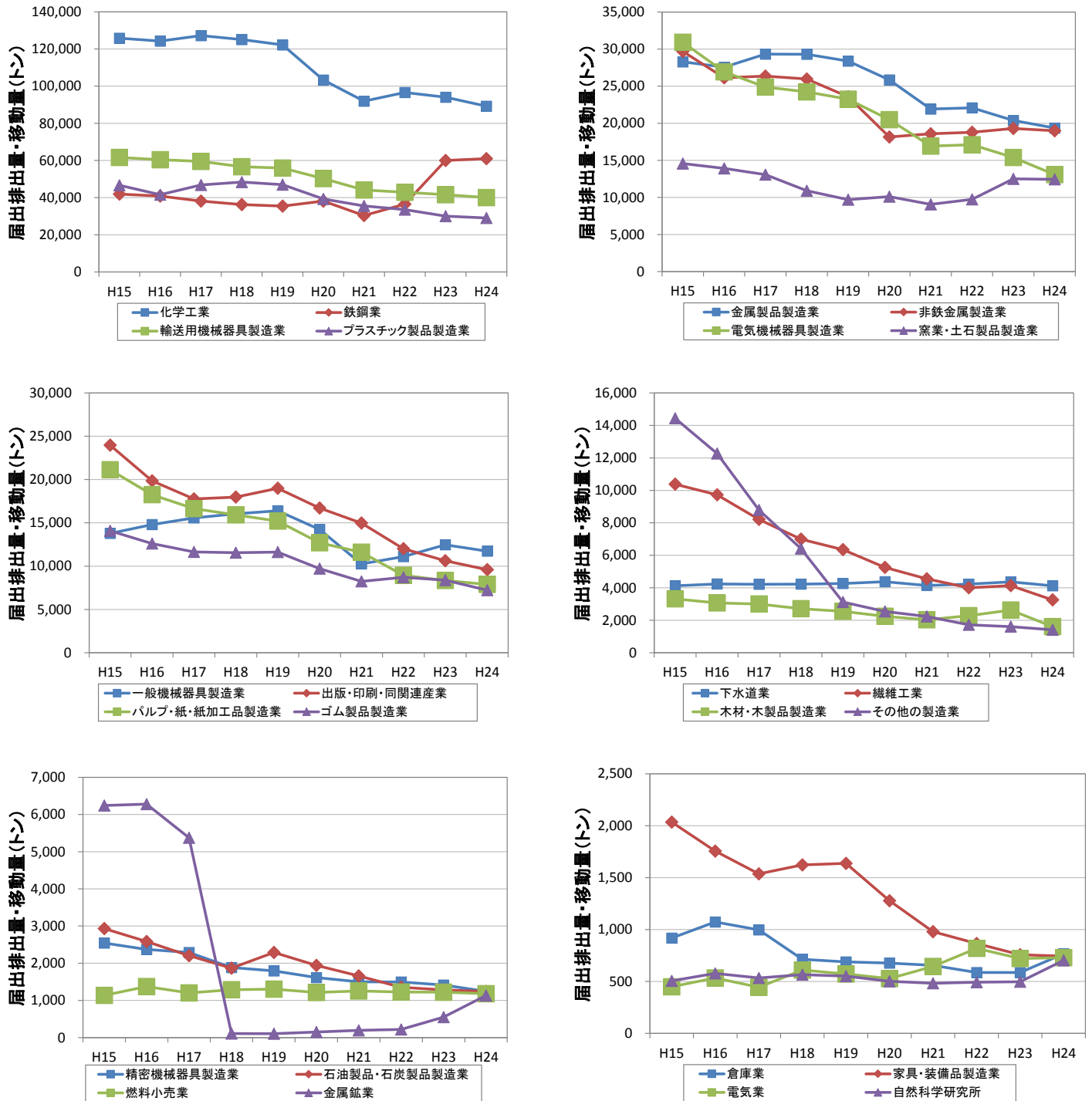
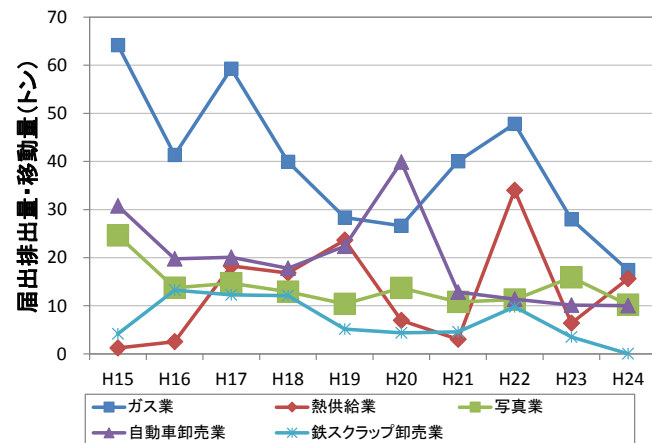
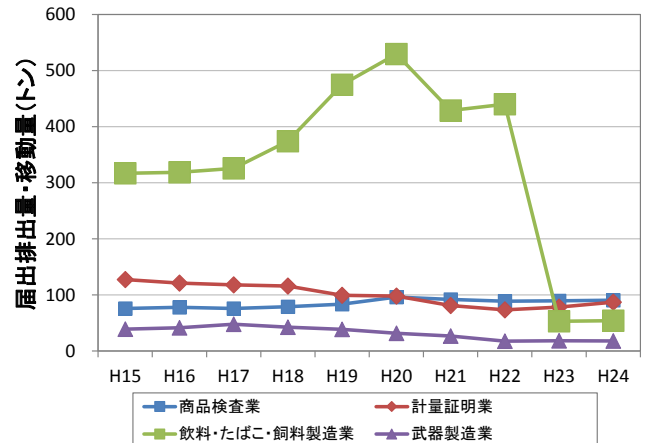
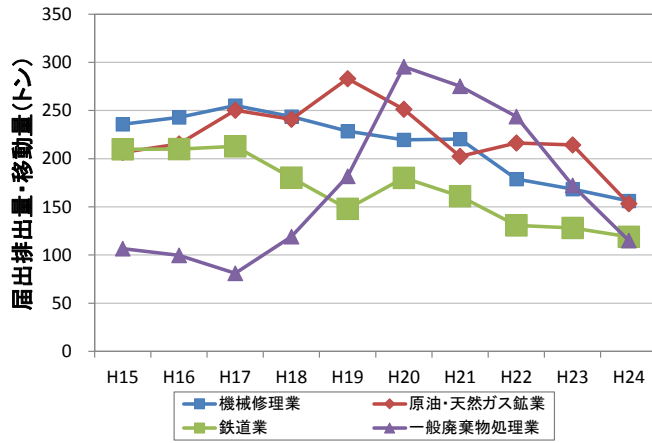
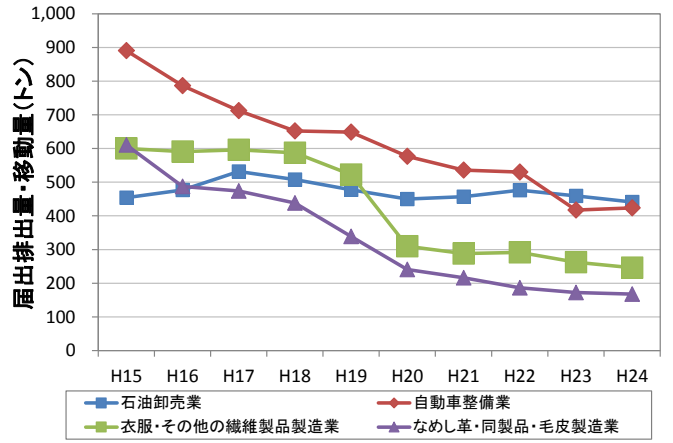
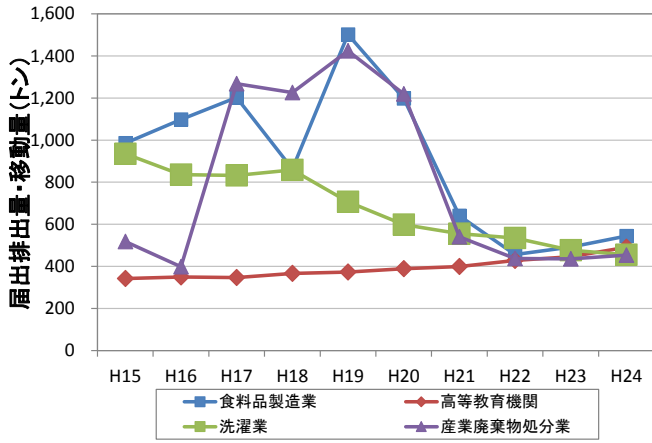


図2. 業種別の届出排出量・移動量の推移(続き)



(5) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量

特定第一種指定化学物質の物質別・排出先別の届出排出量・移動量は図3のとおりです。

平成22年度から、新たに鉛化合物(物質番号:305)、1,3-ブタジエン(351)、2-プロモプロパン(385)、ホルムアルデヒド(411)が特定第一種指定化学物質として届出対象になりました。そのため、平成13年から平成21年までのデータについては、鉛化合物については、「鉛及びその化合物」のデータを使用し、それ以外の3つの物質については、年間取扱量1トン以上の事業所による排出量等の届出のデータを使用しました。

図3. 特定第一種指定化学物質の排出先別の届出排出量・移動量の推移
石綿(物質番号:33)

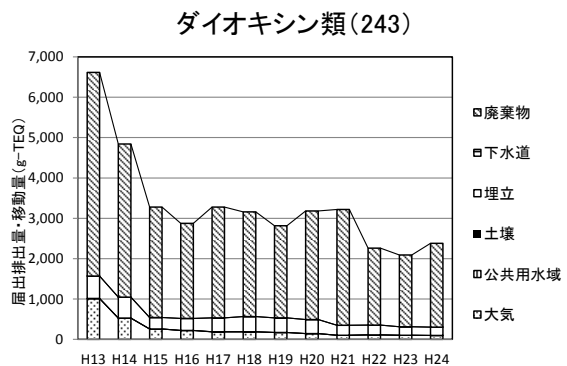
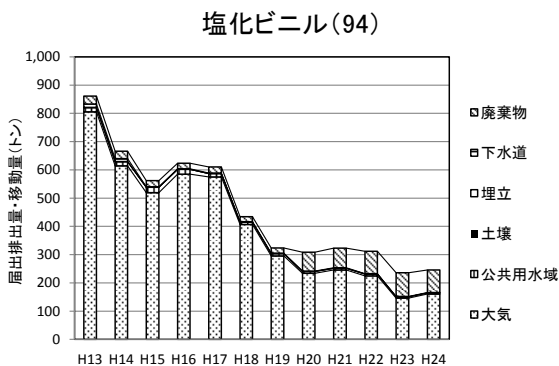
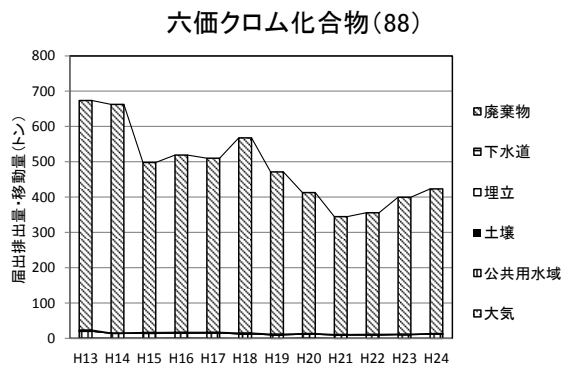
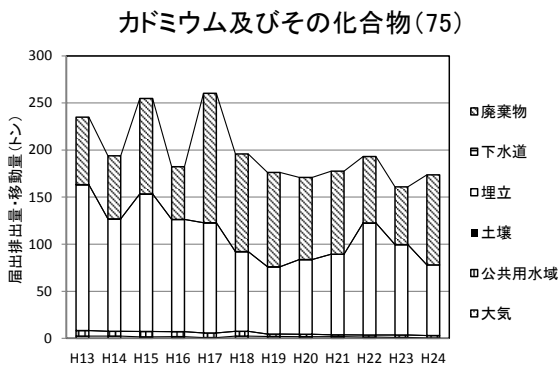
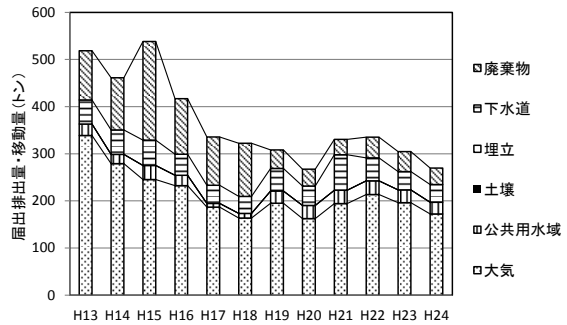
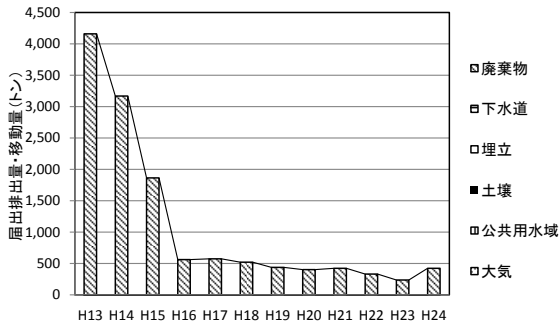
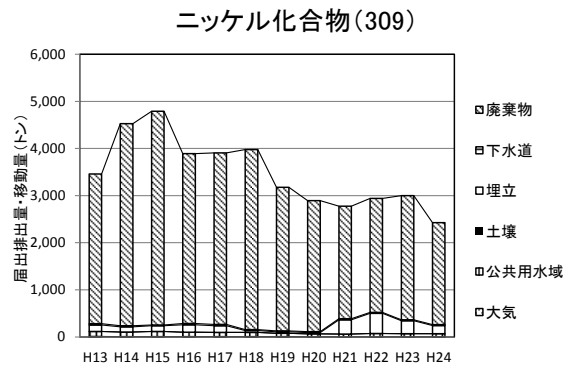
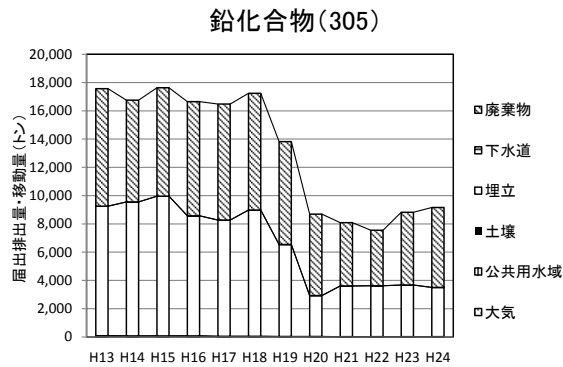
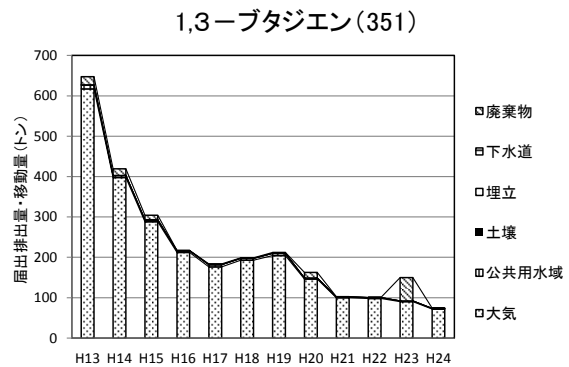
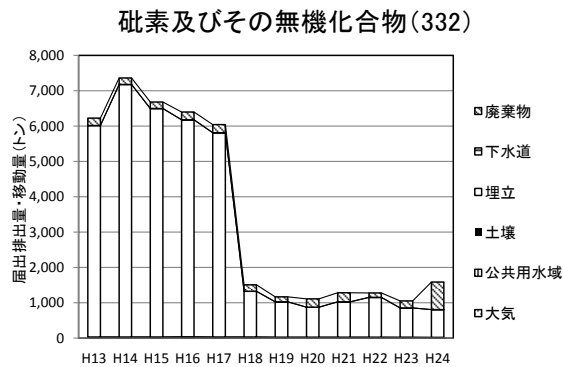


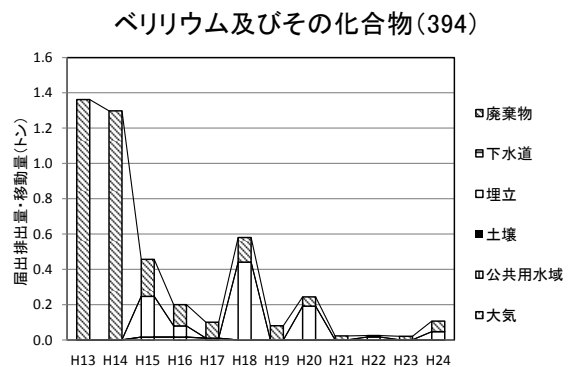
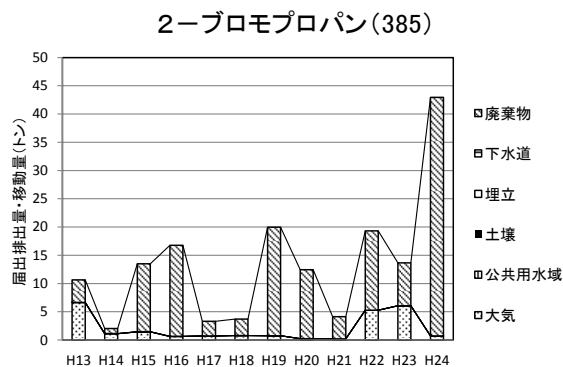
図3. 特定第一種指定化学物質の排出先別の届出排出量・移動量の推移(続き)



※平成13年度から平成21年度までの届出排出量・移動量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

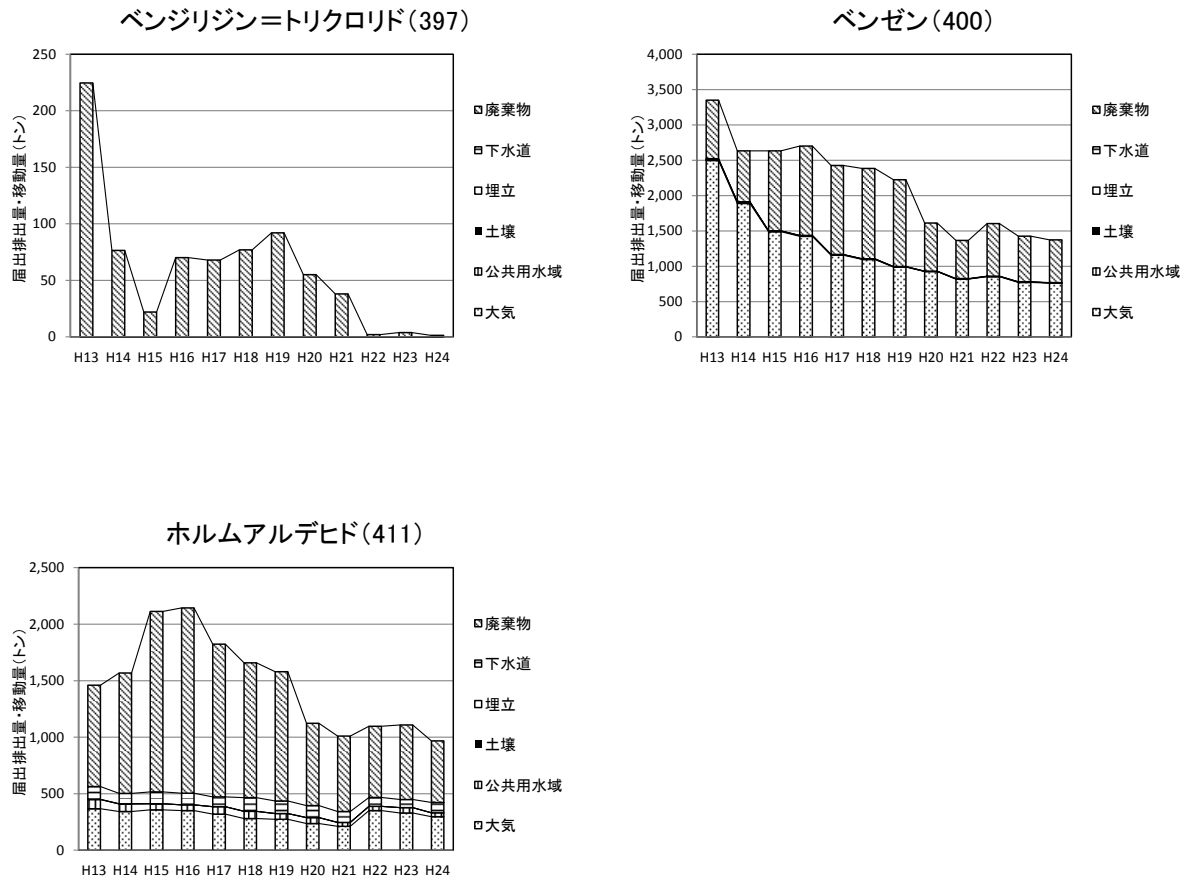


※平成21年度から特定第一種指定化学物質となったため、年間取扱量が0.5トン以上(平成21年度までは1トン以上)の事業所による排出量等の届出が平成22年度から開始。



※平成21年度から特定第一種指定化学物質となったため、年間取扱量が0.5トン以上(平成21年度までは1トン以上)の事業所による排出量等の届出が平成22年度から開始。

図3. 特定第一種指定化学物質の排出先別の届出排出量・移動量の推移(続き)



※平成 21 年度から特定第一種指定化学物質となったため、年間取扱量が 0.5 トン以上(平成 21 年度までは 1 トン以上)の事業所による排出量等の届出が平成 22 年度から開始。